

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

- (1) 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）第87条第4項
- (2) 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）第37条第5項
- (3) 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）第45条第4項
- (4) 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）第30条第5項
- (5) 秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第70号）第13条第1項第6号および第22条第1項第6号
- (6) 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号）第147条第1項ただし書および同項第4号、第182条第1項ただし書および同項第3号ならびに第189条第1項第1号、第2号および第4号

(7) 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）第129条第1項ただし書および同項第4号、第166条第1項ただし書および同項第3号ならびに第173条第1項第1号、第2号および第4号

(8) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）第35条第2号

(9) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第17条第1項第2号

(10) 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）第7条第2項第2号

(11) 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）第6条第1項ただし書、同項第3号および第7項ただし書

（秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「、栄養士又は」を「、栄養士もしくは管理栄養士又は」に改める。

(1) 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）第4条第12項

(2) 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第152条第13項（秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書および同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書および同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分および同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加える。

(秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書および同項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分および同項第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書、同項第4号および第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第12項ただし書中「栄養士」の次に「もしくは管理栄養士」を加え、同項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第20項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。